

千葉県報

定例
令和7年3月11日

主要目次

- 救急病院の申出の撤回
- 道路区域の変更（三件）
- 道路の供用開始
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（十件）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要
- 監査委員公告
- 包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

告示

千葉県告示第百三十二号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。
令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地
医療法人社団親月会	千葉中央	千葉市稲毛区天台四丁目二番一七号		
外科内科				

千葉県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和七年三月十一日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 旭小見川線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
旭市清和甲字溜井下二〇〇番地先から入野字太田二、一七〇番二地先まで	前A + 後B	八・三二メートルから一・四六メートルまで 一六・七〇メートルから三九・〇四メートルまで 一六・七〇メートルから三九・〇四メートルまで	一八五・六二メートル 一六七・四二メートル 一六七・四二メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

千葉県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和七年三月十一日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 多古笹本線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
旭市清和甲字溜井下二〇一番五地先から字西ノ谷一、六九二番一地先まで	前 後	八・三二メートルから一・四六メートルまで 一六・七〇メートルから三九・〇四メートルまで	二七一・〇四メートル 二四九・二二メートル	二四九・二二メートルは、県道旭小見川線と重用となる。

千葉県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和七年

三月十一日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十六号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
匝瑳市横須賀 字上ノ谷三七 一番一地先か ら山武郡横芝 光町宮川字菅 札一一、九九 一番四地先ま で	前 後	二一・七〇メートルから 七六・九一メートルまで 一〇・四〇メートルから 七四・二七メートルまで	三、三六〇・二五メー トル 三、三六〇・二五メー トル

千葉県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年三月十日午後二時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和七年三月十一日から三週間、縦覧に供する。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道佐原山田線	香取市佐原字新橋本イ五〇三番一地先から字本橋元イ三、四〇一番一地先まで

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ステーションセンター船橋
船橋市本町一丁目一、一六一番地二ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一ほか
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二ほか
変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一ほか
- 4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社紀ノ國屋 代表取締役 富田勝己ほか
東京都港区北青山三丁目一番七号ほか
- 5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社紀ノ國屋 代表取締役 富田勝己ほか
東京都港区北青山三丁目一番七号ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社紀ノ國屋 代表取締役 富田勝己ほか
東京都港区北青山三丁目一番七号ほか
- 7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和六年四月一日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和六年五月二十九日ほか

二 届出年月日

令和六年六月二十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新松戸中央開発ビル

松戸市新松戸三丁目二番二号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男ほか

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男ほか

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一ほか

5 変更年月日
令和四年七月三十一日ほか

届出年月日
令和六年七月十九日

縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アトレ松戸

松戸市松戸字亀井一、一八一番地五ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真ほか

東京都八王子市八日町一番一ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真ほか

東京都八王子市八日町一番一ほか

7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和六年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和六年六月二十七日ほか

届出年月日
令和六年九月二十五日

縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松戸駅東口開発ビル

松戸市松戸字向山一、一四二番地三

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

住友商事株式会社 代表取締役 上野真吾

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

住友商事株式会社 代表取締役 兵頭誠之

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

住友商事株式会社 代表取締役 上野真吾

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか

東京都千代田区二番町八番地八ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和五年六月二十三日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和六年七月十二日ほか

二 届出年月日

令和六年九月十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新京成ビル(津田沼十四番街ビル)

習志野市津田沼一丁目二、一〇一番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

新京成電鉄株式会社 代表取締役 眞下幸人

鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目一番一二号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正ほか

山口県山口市佐山七十七番地一ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正ほか

山口県山口市佐山一〇、七十七番地一ほか

5 変更年月日

令和五年十二月三十一日ほか

二 届出年月日

令和六年七月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニモちはら台

市原市ちはら台西三丁目四番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治ほか

岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか

埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番一号ほか

5 変更年月日

令和六年五月十日ほか

二 届出年月日

令和六年八月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

流山市向小金商業施設

流山市向小金一丁目二七六番四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖

3 変更前の大規模小売店舗の名称

（仮称）流山市向小金一丁目商業施設計画

4 変更後の大規模小売店舗の名称

流山市向小金商業施設

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ビッグモーター 代表取締役 兼重宏行ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社WEARS 代表取締役 田中慎二郎ほか

7 変更年月日

令和六年六月二十六日

(一) 大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

令和三年五月二十八日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和三年二月一日及び令和六年七月十日

二 届出年月日

令和六年八月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニューコースト新浦安

浦安市明海四丁目一番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

スターツ信託株式会社 代表取締役 山村述

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

スターツ信託株式会社 代表取締役 乙部浩章

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

スターツ信託株式会社 代表取締役 山村述

5 変更年月日

令和六年四月二十二日

二 届出年月日

令和六年六月二十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイエー浦安駅前店
 浦安市北栄三丁目七七一番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男
 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英ほか
 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男
 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和四年三月一日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和四年三月一日及び令和五年五月三十日
- 二 届出年月日
 令和六年七月十八日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和七年三月十一日から七月十一日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十一日から七月十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイレックス八街店
 八街市大木字北大富向六七一〇九ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
 (仮称)ダイレックス八街店
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
 ダイレックス八街店
- 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
- 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
- 8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇
- 9 変更年月日
 令和六年三月一日
- 二 届出年月日
 令和六年六月二十四日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、次のと

おり大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者から意見が述べられた。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課において、令和七年三月十一日から四月十一日まで縦覧に供する。

令和七年三月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)オーケー松戸大橋店

松戸市大橋字丸山四二四番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

オーケー店舗保有株式会社 代表取締役 田中銀一

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

三 意見の概要

1 郊外大橋町会

(交差点処理)、(騒音予測)について、以下の意見を提出します。

(一) 回路について

駐車場出入り口は左折入店、左折出店を計画しており、県道一八〇号を南側から来店する車は、届出書の交差点C(北国分駅北口交差点)から直進すれば二五〇メートルの所を、二キロメートル以上大回りする経路を回路として設定していません。

ア 他の大規模店舗でこのような長い回路を設定している事例はあるのか、提示してください。

イ 右記で実例がある場合、設定した回路が有効に機能しているか否かを検証した事例を提示してください。

ウ 回路案内板の設置方法(看板サイズ、設置箇所、設置数等)を提示してください。

エ 設定した回路を通らず、届出書の交差点B(無信号、変則六差路交差点)を斜め左に曲がり、病院前を通過後、右折して衣料品量販店角の交差点で県道一八〇号に右折するショートカットの回路(以降、「衣料品量販店回路」という)を取る車両も多いことが考えられます(あるいはドラッグストア奥の角を右折し、自動車販売店の角で県道一八〇号に右折する回路も考えられます)。そのような回路を取る車に対して、どのような実効的な対応措置を取るのか、提示してください。

オ 現状の設定した回路が実態として機能するかどうか、開店し一定期間経過後に改めて交通量調査を行い、出店前と出店後と比較検証した結果を提示してください。特に、前項の「衣料品量販店回路」を通る車両の交通量の評価をお願い

します。その際、出店前と出店後の比較検証を行う上で、届出書の交通量調査では不足する場合には、出店前に「衣料品量販店回路」を走行する交通量の調査(ほとんどないと思いますが)を追加実施して頂きますようお願いいたします。

(二) 駐車場出入り口について

駐車場出入り口は、交差点B内に設置し、店舗側で交通整理員を常時配置する計画となっています。届出書では、出入口における交通容量として、「道路上に出入口を設置する」場合の県道交通流への影響のみを対象として検討し、交通に与える影響は「非常に小」としています。

ア 交差点Bは、歩行者信号付きの変則六差路交差点であり、計画書の計算条件は実態と合いません。「交差点内に出入口を設置する」ことを計算条件として、交通への影響を再検討し、結果を提示してください。

イ 右記の再検討結果で得た交通への影響が、実態と一致するかどうか、開店し一定期間経過後に改めて交通量調査を行い、検証した結果を報告してください。

ウ 県道一八〇号を南側から来店する車が、交差点Bで右折して入庫することを制止するため、交差点内に右折入店できないようコーン等を設置すること等の物理的措置が可能かどうか、ご回答ください。

エ 出店予定箇所の県道一八〇号の歩道は、朝夕は通勤・通学や幼稚園・保育園への送迎で通行量が多いと思われるため、交通整理員に対して、歩行者優先を徹底するようにお願いします。

また、県道一八〇号の交通量が多い時間帯では、出店する車両の運転手から交通整理員に対して、出店のために押しボタン信号を操作して県道の交通を止めてほしいという要求が出ることも想定されます。説明会では、「交通整理員は押しボタン信号は操作しない」ということでしたが、その点、交通整理員への教育を徹底してください。

(三) 駐車場出入り口付近の騒音・排気ガスの影響について

駐車場出入り口へのスロープは、斜度十パーセントの急こう配となっていますが、南側に住居が隣接しています。

ア 車両の騒音について、届出書では、スロープ停車中の車両が坂道発進する際のエンジン音は考慮されていないと思われる。来店車のピーク時において、坂道に車両が滞留しスロープ上での車両発進が連続する場合の騒音の影響を揭示してください。

イ 坂道発進時、排気ガスが多く発生します。排気ガスの影響を検討した結果を提示してください。

(四) 説明会の開催について

前項までの検討結果については、再度、説明会を開催して説明するようにしてください。なお、説明会の周知方法は、新聞折り込み広告以外に、関連する町会の代

2 表者に事前に連絡をください。
住民一名

(一) 現在、開店に向けて工事が進行しているところですが、工事大型車両が県道松戸原木線に入入りする際、歩道を横断するため、歩道の舗装(アスファルト舗装)を著しく削平しております。

原因は、当店から県道への進入路が急坂のため、歩道において重量車両のエンジンを吹かすことによる現象(坂道発進によるタイヤへの急激な圧力)と推定できません。なお、歩道の舗装は、令和六年後半頃、行政(推定)が新たに敷設されたばかりです。

つきましては、工事完了後は、速やかに開発側による原状復帰の舗装をしていただきたいと要望いたします。

(二) 当店予定地の進入路前の交差点は変形交差点で、進入路が完成すれば七差路になります。当店は、開店後、市川市・船橋市方面から進入する車については、その交差点(手押し信号あり)の右折進入を避けるために、遥かに遠回りのコースを提案されています。

しかし、その提案は実態から乖離したものと考えられます。おそらく、市川市・船橋市方面から進入する車は、交差点から右折して店進入路に向かうか(渋滞を招く予想)、左折して病院方面に向かい、ドラッグストア南の交差点(信号のないT字路)を右折し、さらに県道の交差点(ドラッグストア・衣料品量販店の前交差点・手押し信号あり)を右折することが十分想定できます。

そのことを鑑み、当店開店前の交通量調査を、町会有志で、令和七年一月二十四日から二十六日に実施しました。この調査を基に、開店後(令和七年八月頃)に同条件で調査を実施し、今回の調査と比較検討する所存です。

もし、開店後に交通量増加による大きな問題点・交通事故(苦情等含む)が発生した場合は、そのデータを当店、千葉県及び松戸市に提示し、改善対策をするよう要望いたします。

監査委員 公告

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定により、包括外部監査人松本達之から監査の結果に関する報告の提出があったので、別冊のとおり公表する。

令和七年三月十一日

- 千葉県監査委員 小倉 明
- 千葉県監査委員 川口 明浩
- 千葉県監査委員 伊藤 昌弘

千葉県監査委員 坂下 しげき

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 五〇七円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八